資料４

調査実施者　追加説明資料

第 121 回サービス統計・企業統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項に対する回答

（１）本調査の実施体制

（ｂ　「調査票のチェック体制」に関する確認事項①）

統一的なチェックリストはなく、各港湾がそれぞれチェックしているということだが、現状どういう項目がチェックされているのか。また、今後、どのようにチェック体制を高めていくのか。

＜回答＞

港湾調査においては、統計の品質を確保するにあたり、国土交通省が各都道府県に提供している共通集計システムにおいて、当該システムの「データチェック機能」により、各港湾で調査票データのチェックが行えるようになっております。具体的には、各調査項目の記入漏れチェック及びオフコードチェック（指定する区分以外のコードが記入されていないか）、クロスチェック（貨物の「トン数／台数」の記入があるのに「仕向港／仕出港」が未記入となっていないか等）を実施しております。また、係留状況の着離岸日時をキーとした重複チェックも実施しており、システムによる統一的なチェックを行っているところです（別添１参照）。当該システムによるチェックによって、記入漏れや調査項目間の矛盾・誤り、データの重複等のエラーが見つかった場合は、報告者への内容確認によって対応する他、審査処理の方法で疑義等が生じた場合には、国土交通省に確認いただく等の対応を行っており、その内容は記録しているところです。

また、調査票記入要領や集計表作成要領を収録した「港湾調査の手引き」を都道府県に配布し、要領に沿った報告内容や集計となっているかの確認を行うとともに、毎年、都道府県等の担当者が集まる会議の場において、集計時に注意を要するクロスチェックの項目を示し、これらに注意してチェックした上で、疑義がある場合は、報告者に確認するよう指導を行っているところです。

公的統計の品質確保を図るため、令和５年７月に策定された「統計作成プロセス診断の要求事項」（別添２参照）では、調査票データの審査（修正等）に関する処理基準・手順を定めなければならないとされておりますが、港湾調査においては、上記のような対応により、一定程度の調査票の審査チェック体制はできていると考えているところです。

なお、今後導入するサイバーポートにおいても、共通集計システムを踏襲したシステムチェック機能等を設けることとしており、更に行政記録情報と一体的に論理チェック等ができるようになる予定です。今後、共通集計システムや「港湾調査の手引き」等に沿って実施しているチェック項目・内容を取りまとめた統一的な「チェックリスト」を策定するとともに、共通集計システムを踏襲したチェック機能等を設けるサイバーポートの利用促進を図ることにより、更なる港湾統計の正確性と信頼性の確保に努めて参りたいと考えております。

（ｂ　「調査票のチェック体制」に関する確認事項②）

港湾調査の統計誤りの状況はどうなっているか。また、報告者からの報告漏れについて、どの程度の頻度（年に何回あるいは年に何港など）で発生しているのか。

＜回答＞

令和４年度以降で統計品質管理官に報告した港湾統計の公表数値の誤りは２件であり、内容としましては、報告者の記載誤りとなっております。なお、実施しているエラーチェックは、未記入や調査項目間の関連チェック等の論理チェックであるため、報告者による記入数値の誤りは、発見できなかったところです。

また、報告者からの報告漏れにつきましては、入港実績があるにも関わらず、報告者から報告されていない等の確認は、調査員が報告者から提出のあった調査票と行政記録情報である入出港届や係留施設等使用許可申請の船舶データと照合し、報告されていない船舶があれば照会を行うことになります。貨物取扱量が多い港湾においても、報告されていない船舶が確認される件数は、年に数件であり、報告漏れはほぼ発生していないと考えております。なお、提出された調査票において、調査項目に一部報告漏れがあるため、疑義照会を行う件数は、貨物取扱量が多い港湾で月に数件程度となっており、その発生頻度は小さいものとなっております。いずれにつきましても、報告漏れが確認された場合には、報告者へ照会し、適切に処理をしております。

（ｄ　「ＮＡＣＣＳデータの利用状況」等に関する確認事項①）

ＮＡＣＣＳデータの購入にはどの程度の費用を要するのか。

＜回答＞

ＮＡＣＣＳセンターが配信している港湾統計データの販売金額は、レコードのボリュームにより異なり、一港湾当たり年間約29万円（月間5,000レコード未満）、約46万円（月間5,000～49,999レコード）または約115万円（月間50,000レコード以上）となっております。

サイバーポートにおけるＮＡＣＣＳの使用範囲についてですが、まず、使用対象者について、現在ＮＡＣＣＳデータの販売対象ではない報告者（事業者）がＮＡＣＣＳデータを使用できるようになり、当該データを使用した調査票の作成（入港船舶や海上出入貨物部分）が可能となります。また、使用対象項目について、現在「輸入貨物データ」、「輸出貨物データ」、「仮陸揚貨物データ」の３種類のデータが配信されておりますが、サイバーポートでは、これらに加えて「入出港データ」等が使用可能となる予定です。入出港データと貨物データの紐づけを実施することで、調査票の入港船舶や海上出入貨物部分への自動入力が可能となり、報告者（事業者）の調査票作成時の負担が軽減されます。

（ｄ　「ＮＡＣＣＳデータの利用状況」等に関する確認事項②）

ＮＡＣＣＳデータの利用状況について、外貿・内貿それぞれどの程度利用されているか。また、港湾ベースでどれくらい利用されているか。

＜回答＞

港湾調査において、ＮＡＣＣＳデータを購入している港は、10港（いずれも甲種港湾）となっております。販売データは外貿のみであり、外貿コンテナ貨物量やコンテナ個数等の把握に利用されております。また、当該10港で外貿コンテナ貨物取扱量全体の約９割を占める状況となっております。

（２）調査方法の変更

（イ　「サイバーポートの本格導入　ａ 試験導入の状況」に関する確認事項）

令和５年１月に実施した試験導入に参加した49事業者はどのような属性（業種、事業所規模、内貿・外貿の取扱状況など）か。

＜回答＞

試験導入に参加した49事業者の属性（業種別内訳）ですが、港湾運送業15者、船舶運航業14者、製造業14者、船舶代理店業13者、その他４者（一部重複あり）となっております。

（イ　「サイバーポートの本格導入　ａ 試験導入の状況」及び「ウ　郵送調査の追加　ｂ　サイバーポートの利用の働き掛け」に関する確認事項）

サイバーポートの利用促進について、会議や説明会等の場での働き掛けや、バースウィンドウ機能の構築などのほかに方策はあるか。

＜回答＞

現在、共通集計システムを利用している港湾等については、令和６年１月分調査からサイバーポートに移行していただきたいと考えておりますが、サイバーポートを利用するか否かは、各港湾において判断していただくこととしております。現在意向調査を実施しているところですが、その結果がまとまり次第、確認の上、特に共通集計システム利用港湾等で意向を表明しない港湾に対しては、個別に事情を聞き取る等の対応を行いながら、移行を働き掛けて参りたいと考えております。

別添1

共通集計システムでのチェック項目例

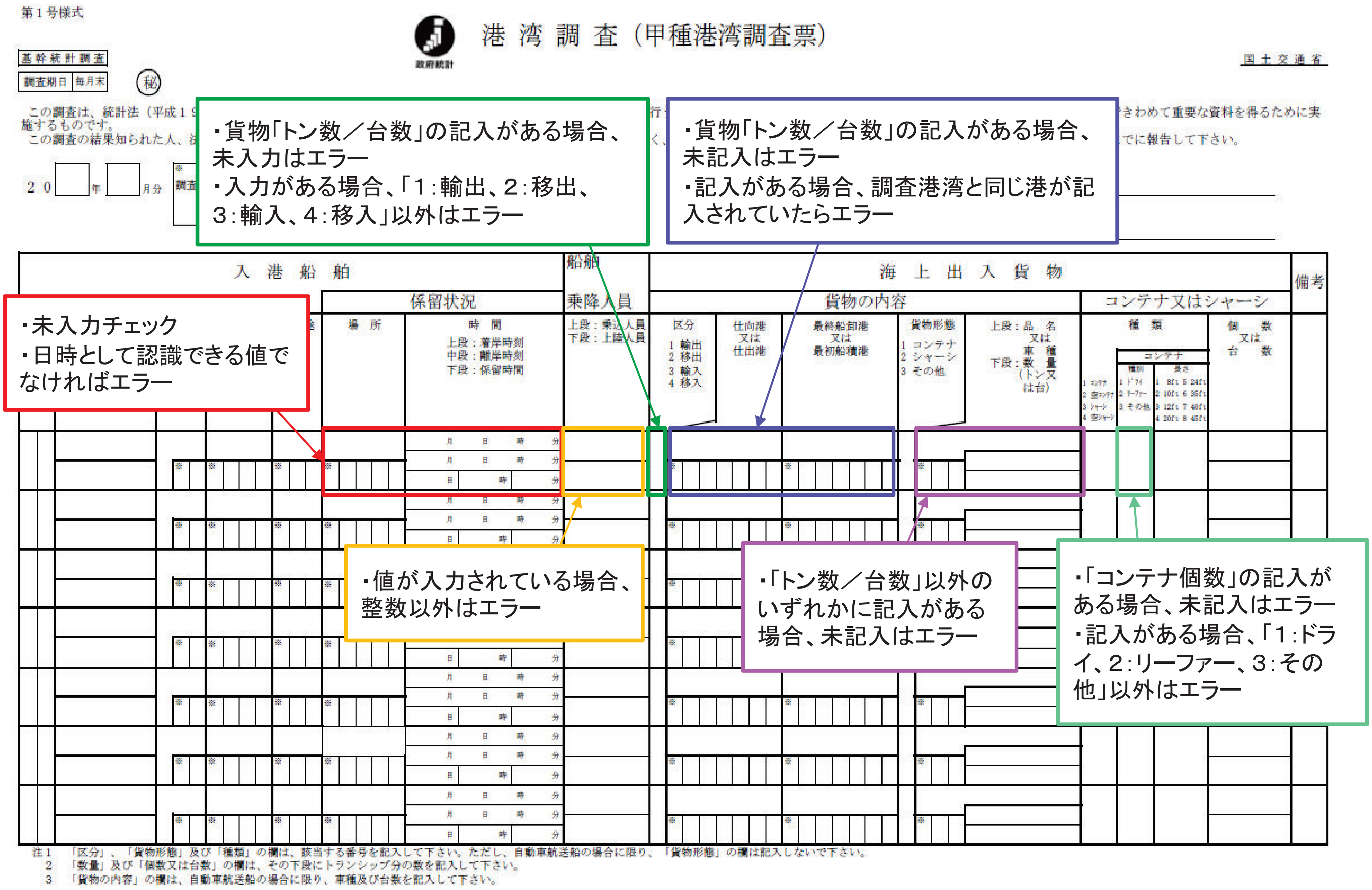

※統計作成プロセス診断の要求事項より抜粋

別添２

２　調査票データの審査

◎　統計作成府省は、調査票データの審査（修正等）に関する処理基準・手順※を定めなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

※　処理基準・手順として定める内容の例（推奨事項）

－体制

－審査する回答事項の内容・範囲

－修正等の基準（重複チェック、記入漏れチェック、オフコードチェック、クロス（項目間）チェック、レンジチェックなど）、方法（プログラム、欠測値補完、報告者への内容確認の必要性など）、内容の記録（件数、理由等）

－上記以外の方法による修正等を行う場合の手順

－審査状況の把握・管理方法（問題等が生じた場合の報告、記録等を含む。）

＜受託等機関を活用する場合の仕様書、事務要領等記載事項の参考（活用しない場合、統計作成府省が自ら実施）＞

◎　受託等機関は、（必要に応じ業務の実施に関する内部方針や手続等を定めた上で、）あらかじめ定められた処理基準・手順に従って、審査（修正等）を行うとともに、審査状況の管理、修正内容等を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

◎　受託等機関は、あらかじめ定められていない内容の修正等を行う場合、統計作成府省にその修正等について判断・指示を求めた上で行い、その内容を記録しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

◎　統計作成府省は、あらかじめ定められた処理基準・手順に従って、審査（修正等）の実施状況を受託等機関からの報告等に基づいて把握・管理しなければならない。【正確性】【信頼性】【効率性】

〔診断時のポイント等〕

◎：「必須」要求事項（当該作成プロセスにおいて実施することが求められる事項）
○：「推奨」要求事項（当該作成プロセスにおいて実施することが望ましい事項）
【　】：公的統計の品質要素（「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」別紙1参照）

・　ここでは、主に「Ⅲ 実査」の「９ 受託等機関（調査員を含む。）による調査票のチェック」以降、「Ⅳ 審査・集計」の「１ データ入力・電子データ化」を経た調査票情報に対して行われる審査について確認する

・　「受託等機関からの報告等」には、統計作成府省による受託等機関の（サンプル的な）実地調査が含まれ得る。また、審査の実施状況の「把握・確認」には、必要かつ的確な説明や指示が含まれ得る

・　「Ⅳ 審査・集計」「１ データ入力・電子データ化」との連続性・連携並びに結果公表後の調査票情報の二次利用及び提供に配意した処理基準・手順となっていること

・　デジタル技術の活用

・　修正の基準や方法について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書となっているか